

38. (Gno.90) パブリシティ権に関する日米比較研究

代表：佐藤 恵太

2021/02/19 (承認) 2021年度 (開始)

【研究の目的】

日本のピンクレディ最高裁判決によって確立されたパブリシティ権制度の運用について、同権利について長い経験を有するアメリカ合衆国の主要州法（カリフォルニア、ニューヨーク等）と比較しつつ、同権利の適用範囲、要件・効果等に関する解釈論の提案をしていく。

【研究活動及び成果】

総括

著名人の氏名等をドメイン名に用いる場合に、どのような裁定を下すべきかを中心に検討を進めている。次年度に成果を公表できる見込みである。